岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付要綱

令和６年３月22日決裁

改正　令和６年４月１日

改正　令和６年８月29日

（趣旨）

第1条　この要綱は、児童が安全に登下校し、児童及びその保護者が安心して生活することができる環境を整備するため、GPS端末による位置情報を活用した児童の見守りサービスを提供する事業者に対し、予算の範囲内で行う登下校見守り支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　GPS端末　全地球測位システムに係る端末をいう。

(2)　見守りサービス　GPS端末を携帯する児童の位置情報その他の情報を随時提供するサービスをいう。

(3)　登録事業者　岐阜市登下校見守り支援サービス提供事業者登録要領（令和6年3月22日決裁）に基づく登録を受けた事業者をいう。

(4)　対象児童　岐阜市立の小学校1年生及び特別支援学校の小学部第1学年の児童をいう。

(5)　保護者　対象児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護するものをいう。

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付の対象となる事業は、登録事業者が、見守りサービスを受けようとする対象児童の保護者に対し、GPS端末機器及び充電器に係る費用並びに登録手数料（以下「初期費用」という。）を減額して販売する事業とする。

（補助対象経費）

第4条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、初期費用（対象児童1人につき1回に限る。）とし、その他の備品等の購入費用、サービス利用料その他一切の経費は含まない。

（補助限度額）

第5条　補助金の額は、対象児童1人につき5,000円を限度とする。

（交付の申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする登録事業者は、次の書類を市長に対して提出しなければならない。

(1)　岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2)　申込者一覧表（様式第2号）

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請は、次の各号に掲げる見守りサービスを契約した日の属する期間の区分に応じ、当該各号に定める日（当該日が岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、当該日前において、最も近い市の休日でない日）までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)　4月1日から6月30日まで　当該年度の7月20日

(2)　7月1日から9月30日まで　当該年度の10月20日

(3)　10月1日から12月31日まで 当該年度の1月20日

(4)　1月1日から3月31日まで　当該年度の3月31日

（交付決定）

第7条　規則第7条の規定による交付の決定の通知は、岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2　市長は、補助金の交付を不適当と認めた場合は、岐阜市登下校見守り支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付の申請をした登録事業者に通知するものとする。

（請求）

第8条　前条第1項の通知を受領した登録事業者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日を経過する日までに請求書（様式第5号）を提出するものとする。

（登録事業者による個人情報の取扱い）

第9条　補助金の交付を受ける登録事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いを行わなければならない。

（補助金の交付手続の特例）

第10条　補助金の交付の手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　令和6年度における補助金の交付については、第2条第4号中「小学校1年生及び特別支援学校の小学部第1学年」とあるのは、「小学校1年生及び2年生並びに特別支援学校の小学部第1学年及び第2学年」とする。

附　則

　この要綱は、令和６年８月29日から施行し、この要綱による改正後の岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

岐阜市登下校見守り支援事業

補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

　1　提供する見守りサービスの名称

　2　補助金の交付申請金額　　　　　　　　　円

（内訳　　　　　　　　円　×　　　　　　　　件）

様式第2号（第6条関係）

（ 新規・変更 ）申込者一覧表

（提供する見守りサービスの名称：　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　（事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付番号 | 申込者氏名 | 申込者氏名フリガナ | 住所 | 対象児童氏名 | 対象児童氏名フリガナ | 対象児童生年月日 | 通級小学校 | 学年 | 初期費用（円） | 補助額（円） | 申込者の同意※ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 合　計 |  |  |  |  |

※ 登録事業者は、様式第2号に係る情報を岐阜市へ提供することについて、申込者から同意を得ること。（同意を得た場合は、「有」と記載すること。）

様式第3号（第7条関係）

岐阜市　　　　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

岐阜市長　　　　　　　印

岐阜市登下校見守り支援事業

補助金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました登下校見守り支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付を決定したので、岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

　　交付決定額　　　　　　　　　　円

(1)　提供する見守りサービスの名称

　　　(2)　補助金の交付申請金額　　　　　　　　　円

（内訳　　　　　　　　円　×　　　　　　　　件）

様式第4号（第7条関係）

岐阜市指令　　　　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

岐阜市長　　　　　　　印

岐阜市登下校見守り支援事業

補助金不交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました登下校見守り支援事業補助金の交付については、下記のとおり不交付とすることに決定したので、岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

　不交付決定の理由

様式第5号（第8条関係）

年　　月　　日

　（あて先）岐阜市長

請　　求　　書

住　　所

事業者名

代 表 者　　　　　　　　　　　　㊞

　　金　　　　　　　　　　　円

　ただし、　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号により登下校見守り支援事業補助金の交付の決定を受けた岐阜市登下校見守り支援事業補助金として、上記のとおり請求します。